

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 静岡県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンシュンエイカイ		
法人名	社会福祉法人春栄会		
法人所在地	〒	415-0035	
	静岡県下田市東本郷二丁目6番2号		
フリガナ	ケドウ トモミ		
書類作成担当者	工藤 智美		
連絡先	電話番号		E-mail

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	14,844,240	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	14,844,240	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	14,850,000	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I (処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		4,950,240	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		5,000,000	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			
令和7年度に新規に月額賃金改善を行った職員数			
そのうち、旧ペア加算相当の月額賃金改善を行った職員数			
そのうち、令和7年度に月額賃金改善を行った職員数			
そのうち、旧ペア加算相当の月額賃金改善を行った職員数			
そのうち、令和7年度に月額賃金改善を行った職員数			

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

○

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。

職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。

年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

その他()

(6) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ 令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等	
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 3 月 13 日 法人名 社会福祉法人春栄会
代表者 職名 理事長 氏名 小池 正治

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること		
(2) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること		
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること		
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること		
(6) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること		
(6) キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと		
(7) 職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと		

4 要件を満たすことの確認・証明		○
必要な項目が全て選択されていること		
誓約・記名が行われていること		

別紙様式2-2(処遇改善加算 租票)

【記入上の注意】
 ○印のセルは必ず入力してください、空欄がある場合は不備となります。

法人名 社会福祉法人新栄会

処遇改善加算(賃上げ)の合計(円) (前年度比+1.1%の増)	14,844,240	円
うち、処遇改善加算(賃上げ)の合計(円) (前年度比+1.1%の増)	4,850,240	円
うち、処遇改善加算(賃上げ)の合計(円) (前年度比+1.1%の増)	0	円

※賃上げの割合が4%以上ある場合は、処遇改善加算による賃上げ額を全て含むて算入すること。

達成率 再掲欄

④キャリアパス要件について(令和7年度の算定予定)について

改善後の賃金が年額40万円以上となる者の数	1
処遇改善加算(1.1%)の算定を前提とした事業所数 (賃上げ前-平均-協会集での重複数)	4

介護保険事業所番号	指定標準名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月当たりの職員数 (前年度比+1.1%の増) (円)	1.1%の増 の算定額 (円)	令和7年度の算定率	加算率	令和7年4月以降に 算定する超過 処遇改善加算の区分	加算率 (%)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月~令和8年3月	処遇改善加算 の見込額(円) (A×B×C×D)	①月給賃金要件I		②月給賃金要件II		③キャリアパス要件I・II		④キャリアパス要件III		⑤キャリアパス要件IV		⑥キャリアパス要件V		
		施設 番号	市区 町村											処遇改善加算 の算定額 (円) 1/2	月給賃 金要件 Iを満 たす	新たに増加する ベースアップ 等処遇改善の 見込額	月給賃 金要件 IIを満 たす	処遇改善・賃金 単位の改善等 の算定額	昇給の仕組みの 整備等	改善後の賃金装 束(月額40万円以上) を満たす職員数を 記載	介護福祉士等の職 業要件の改善が図 れる仕組みの算定状 況					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護	208,889	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	7,210,480	2,340,166	○		○	○	○	○						
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護	368,719	10,000	98%	9.0%	処遇改善加算II	9.0%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	3,900,800	1,408,200	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護	78,782	10,000	98%	9.4%	処遇改善加算II	9.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	865,800	280,180	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	介護予防訪問入浴 介護		10,000	98%	9.4%	処遇改善加算II	9.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)		0	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	22,819	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	616,080	198,380	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	10,000	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)		0	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	2,349	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	93,120	20,450	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	10,000	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)		0	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	27,803	10,000	98%	9.0%	処遇改善加算II	9.0%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	258,980	108,020	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護	60,823	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	1,634,880	529,140	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	6,520	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)	178,200	68,700	○		○	○	○	○	○					
223020217	特別課	群馬県	下田市	ケアセンター はなね下田	訪問介護サービス (訪問)	10,000	10,000	98%	22.4%	処遇改善加算II	22.4%	令和7年4月~令和8年3月(12ヶ月)		0	○		○	○	○	○	○					